

# 千葉県あんしん賃貸支援事業実施要領

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 千葉県あんしん賃貸支援事業（以下「本事業」という。）は、民間賃貸住宅の市場において、住宅確保要配慮者並びに賃貸人の双方の不安を解消するためのしくみを構築することで民間賃貸住宅市場の環境整備を図り、住宅の確保に特に配慮を必要とする者の民間賃貸住宅への円滑な入居と安定した賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本事業において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 千葉県あんしん賃貸住宅協力店

住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅等の仲介業務を行う事業者で、第8条による登録を受けたもの（以下「協力店」という。）をいう。

(2) 千葉県あんしん賃貸支援団体

住宅確保要配慮者に対して居住の支援を行う団体で、第16条による登録を受けたもの（以下「支援団体」という。）をいう。

(3) 事業対象者

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第2条に基づく住宅確保要配慮者（住宅確保要配慮者の同居する世帯を含む。）のうち、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる者（居住の支援を受けることによって自立することが可能となる者を含む。）をいう。

(4) 関係市町村

千葉県すまいづくり協議会居住支援部会（以下「部会」という。）の構成団体である市町村をいう。

(5) 関係団体

部会の構成団体である不動産関係団体及び居住支援団体をいう。

(6) 関係五団体

次に掲げる不動産関係事業者団体をいう。

ア 一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会

イ 公益社団法人全日本不動産協会千葉県本部

ウ 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会東関東ブロック千葉県支部

エ 一般社団法人不動産流通経営協会

オ 公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会千葉県支部

#### (7) 実施主体

千葉県（以下「県」という。）、千葉県内の市町村（以下「市町村」という。）、協力店、支援団体、関係団体（関係五団体を除く。）及び関係五団体をいう。

#### (事業の内容)

第3条 本事業は、実施主体の連携により、次の各号に掲げる事項に関する登録情報について、事業対象者等への提供等を行うものである。

(1) 協力店

(2) 支援団体

#### (県の役割)

第4条 県は、第8条及び第16条の規定による登録の事務を行うとともに、本事業に係る登録情報の管理及び提供を行うほか、実施主体間の連携を図るものとする。

#### (関係市町村の役割)

第5条 市町村は、本事業の目的を達成するため、本事業に係る登録情報の提供を行うほか、実施主体（市町村を除く。）並びに行政による住宅施策及び福祉施策等の連携を図るよう努めるものとする。

#### (関係団体の役割)

第6条 関係団体は、本事業の目的を達成するため、本事業に係る登録情報の提供を行うほか、県及び関係市町村との連携を図るものとする。

## 第2章 千葉県あんしん賃貸住宅協力店

#### (関係五団体の役割)

第7条 関係五団体は、協力店の登録申請を経由するとともに、県及び関係市町村との連携を図るなど、本事業の目的の達成に向けて協力するものとする。

(協力店の登録)

第8条 事業対象者の入居を拒まない住宅等の仲介業務を行う事業者（以下「協力店申請者」という。）は、その営業する店舗ごとに登録を受け、協力店となることができる。

2 協力店申請者は、千葉県あんしん賃貸住宅協力店申請書（以下「協力店登録申請書」という。別記様式1）を関係五団体を経由して、県に提出するものとする。

3 関係五団体は、協力店登録申請書の内容に虚偽の記載等があると認められ、又は協力店申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく当該申請書を県に提出するものとする。

(1) 宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）に基づく免許を取得していないこと

(2) 宅建業法に基づく免許取消処分を受けていること

(3) 宅建業法に基づく業務停止処分を受けており、当該処分に係る業務停止期間中に申請されたものであること

4 県は、第1項の規定による申請を受けた場合に、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

5 第1項の登録は、登録年月日及び登録番号を千葉県あんしん賃貸住宅協力店登録簿に記載することにより行う。

6 関係五団体に加入していない協力店申請者は、第2項の規定にかかわらず、協力店登録申請書を県に直接提出するものとする。

7 前項の規定により登録を受けようとする場合（一の事業者が複数の店舗の登録を受けようとする場合は、それらの店舗を代表する本社及び本店若しくは支社及び支店）は、あらかじめ本事業に賛同し協力する旨の誓約を行い、又は県との協定を締結するものとする。

8 県は、第4項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者及び当該協力店登録申請書を経由した関係五団体（関係五団体を経由した場合に限る）に対して通知しなければならない。

9 関係五団体は、県に対し、第2項の規定により協力店申請書を経由する場合において、その内容について補足的な意見を述べることができる。

(登録の拒否)

第9条 県は、協力店申請者が次の各号のいずれかに該当するものであるときには、その

登録を拒否しなければならない。

(1) 前条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 第13条第2項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者

(3) 法人であって、その役員のうち前号に該当する者があるもの

(4) 個人、法人又は団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者又は理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）である者

(5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

(9) 第4号から第8号のいずれかに該当するものの依頼を受けて申請しようとする者

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を協力店申請者に通知しなければならない。この場合において、第8条第2項の規定により協力店登録申請書が関係五団体を經由している場合は、当該協力店登録申請書を經由した関係五団体にも通知するものとする。

(変更の登録)

第10条 協力店は、第8条第2項各号に掲げる登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく、変更の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の登録は、千葉県あんしん賃貸住宅協力店変更登録申請書（以下「協力店変更登録申請書」という。別記様式2）を直接県に提出するものとする。

3 第8条第4項及び第8項の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(協力店の役割)

第11条 協力店は、仲介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人（以下「賃貸人」という。）に対して本事業の目的等への理解を求めるとともに、賃貸人及び事業対象者に対して助言等を行うことで、事業対象者の入居の円滑化に努めるものとする。

（協力店の業務）

第12条 協力店は、事業対象者からの仲介等の相談を受けたときは、事業対象者の属性を理由に仲介等を拒否し、又は仲介等の条件等を著しく不当なものとしてはならない。

2 協力店は、事業対象者が賃貸住宅への入居を希望するときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅等への入居の斡旋等を行い、事業対象者が当該賃貸住宅に円滑に入居できるよう支援に努めるものとする。

3 協力店は、必要に応じて、県、関係市町村及び関係団体の意見を聞くことができる。

（登録の取消し）

第13条 県は、協力店が第9条第1項（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 県は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を取り消すものとする。

（1）前条第1項の規定に違反したとき。

（2）協力店の登録の内容に虚偽の事実があり、故意または重過失が認められるとき。

3 県は、次の各号に該当するときは、協力店の登録を取り消すことができる。

（1）登録された協力店の登録内容に虚偽の事実があったとき。（前項第2号に該当する場合を除く。）

（2）第10条の規定による変更の登録がなされなかったときで、協力店に訂正の意志がないことを確認したとき。

（3）協力店の所在地又は当該協力店の所在を確知できないとき。

4 県は、前3項（第3項第3号の規定により登録を取消した場合を除く。）の規定により登録を取消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録を取り消された協力店に通知しなければならない。この場合において、当該登録を取り消された協力店が関係五団体に所属している場合は、その所属する関係五団体にも通知するものとする。

（登録の消除）

第14条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を消除しなければならない。

(1) 協力店から登録削除の申請があったとき

(2) 前条第1項、第2項又は第3項の規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録削除の申請は協力店が直接県に登録削除申請書（別記様式3）を提出することにより行うものとする。

3 県は第1項第1号の規定により登録の消除をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録削除の申請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該申請をした者が関係五団体に所属している場合は、その所属する関係五団体にも通知するものとする。

(協力店の表示)

第15条 協力店は、協力店であることが判別できるステッカーを、店舗の見やすい場所に掲示するものとする。

2 前項の規定によるステッカーは、県が作成し、協力店に配布するものとする。

### 第3章 千葉県あんしん賃貸支援団体

(支援団体の登録)

第16条 事業対象者に対して居住支援を行う者（法第40条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人として千葉県知事の指定を受けた者を除く。）は、支援団体の登録を受けることができる。

2 支援団体として登録しようとする者（以下「支援団体申請者」は、県に対し、県及び支援団体の活動対象市町村の行っている諸施策に反さない旨を文書により誓約しなければならない。

3 支援団体申請者は、千葉県あんしん賃貸支援団体登録申請書（以下「支援団体登録申請書」という。別記様式4）を県に提出するものとする。

4 県は、前項の規定による申請があった場合において、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

5 前項の登録は、第3項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を千葉県あんしん賃貸支援団体登録簿に記載することによって行う。

6 県は、第3項の規定による申請の内容について、当該支援団体の活動対象市町村である関係市町村の意見を聞くものとする。

7 県は、第4項の規定による登録をした場合には、遅滞なく、その旨を支援団体申請者

に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第17条 県は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- (2) 第21条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
- (3) 法人であって、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- (4) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が第1号又は第2号のいずれかに該当する者
- (5) 役員等が暴力団員等である者
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (10) 第5号から第9号のいずれかに該当するものの依頼を受けて申請しようとする者
- (11) 活動対象市町村から支援団体として適切でない旨の意見があった者

2 県は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、遅滞なく、その旨を支援団体申請者に通知しなければならない。

(変更の登録)

第18条 支援団体は、第16条第3項各号に掲げる登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく、変更の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の登録は、千葉県あんしん貸付支援団体変更登録申請書(別記様式5)を県に提出することにより行うものとする。

3 第16条第3項から第6項までの規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(支援団体の役割)

第19条 支援団体は、事業対象者及び賃貸人に対する居住支援の活動を通じて、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保を支援するものとする。

(支援団体の業務)

第20条 支援団体は、民間賃貸住宅に入居する事業対象者及び賃貸人に対し、支援を実施するものとする。

2 支援団体は、必要に応じて、県、関係市町村及び関係団体の意見を聞くことができる。

(登録の取消し)

第21条 県は、支援団体が第17条第1項(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 県は、支援団体の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるときは、その登録を取り消すものとする。

3 県は、次の各号に該当するときは、支援団体の登録を取り消すことができる。

(1) 第18条の規定による変更登録の申請がなされなかったときで、支援団体に訂正の意志がないことを確認したとき

(2) 支援団体の所在地又は当該支援団体の所在を確知できないとき

4 県は、前3項(第3項第3号の規定により登録を取消した場合を除く。)の規定により登録を取消したときは、遅滞なく、その旨を当該登録を取り消された支援団体に通知しなければならない。

(登録の消除)

第22条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援団体の登録を消除しなければならない。

(1) 支援団体から登録消除の申請があったとき

(2) 前条第1項、第2項又は第3項の規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録消除の申請は支援団体が県に消除申請書(別記様式3)を提出することにより行うものとする。

3 県は第1項第1号の規定により登録の消除をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録消除の申請をした者に通知しなければならない。

#### 第4章 雑則

(登録情報等の提供)



第23条 県は、本事業における登録情報並びに登録、変更登録その他本事業に関する情報を千葉県ホームページに掲載しなければならない。

(公開情報の活用)

第24条 本制度の実施主体は、千葉県ホームページに記載された情報を窓口に備え付ける等の方法で、適宜提供できるよう努めるものとする。

(秘密保持義務及び個人情報の保護)

第25条 本事業の実施主体(その者が法人である場合にあってはその役員。)及びその職員並びにこれらの者であった者は、本制度の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 実施主体は、本事業を実施するうえで、事業対象者の個人情報を用いる場合は当該事業対象者の同意を、事業対象者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

附 則

この実施要領は、平成24年3月26日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成27年1月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この実施要領は、平成30年4月1日から施行する。

(千葉県あんしん賃貸支援団体登録制度実施要領の廃止)

2 千葉県あんしん賃貸支援団体登録制度実施要領は廃止する。

(千葉県あんしん賃貸支援団体登録制度実施要領により登録された居住支援を行う団体)

3 千葉県あんしん賃貸支援団体登録制度実施要領第7条第2項の規定により登録された居住支援を行う団体は、この要領第3章の規定により登録されたものとみなす。

(居住支援法人との関係)

4 この要領第3章の規定により登録された団体が法第40条の規定による住宅確保要配

慮者居住支援法人として千葉県知事の指定を受けた場合においては、当該団体から第22条第1項（1）の規定による登録削除の申請があったものとみなす。

## 千葉県あんしん賃貸住宅協力店登録申請書（新規）

年 月 日

千葉県知事 様

申請者	所在地	〒 -
	名称	Ⓜ

## 登録事項 ※ 以下の登録事項は千葉県ホームページに掲載されます。(△印のあるものを除く)

名称（支店名）			
代表者	役職		
	氏名		
所在地	郵便番号	〒 -	
	都道府県		
	市町村		
	町名		
	丁目・番地		
	ビル名・階		
宅地建物取引業免許証番号			
電話番号			
FAX番号			
ホームページURL			
担当者 (△)	氏名		
	メールアドレス		
最寄駅からの交通	1	線	駅から（徒歩・バス・車）分
	2	線	駅から（徒歩・バス・車）分
所属する関係団体の名称			

 私は、千葉県あんしん賃貸支援事業実施要領第9条第1項各号に掲げる者に該当しません。

## 【千葉県あんしん賃貸支援事業実施要領第9条第1項各号】

- 宅地建物取引業法の免許を取得していない者、免許取り消し処分を受けている者又は業務停止処分を受けており、業務停止期間中である者
- 第13条第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者
- 法人であって、その役員のうち前号に該当する者があるもの
- 個人、法人又は団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者又は理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）である者
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 第4号から第8号のいずれかに該当するものの依頼を受けて申請しようとする者

登録年月日 (記入不要)	年 月 日	登録番号 (記入不要)	
-----------------	-------	----------------	--

## 千葉県あんしん賃貸住宅協力店変更登録申請書 (変更登録)

年 月 日

千葉県知事 様

申請者	所在地	〒 -
	名称	Ⓜ

協力店登録番号	
---------	--

変更事項 ※ 変更する項目のみ記載してください。県ホームページにも反映します。(△印のあるものを除く)		(変更前)	(変更後)
名称(支店名)			
代表者	役職		
	氏名		
所在地	郵便番号		
	都道府県		
	市町村		
	町名		
	丁目・番地		
	ビル名・階		
宅地建物取引業免許証番号			
電話番号			
FAX番号			
ホームページURL			
担当者 (△)	氏名		
	メールアドレス		
所属する関係団体の名称			
変更後の最寄駅からの交通		1	線 駅から(徒歩・バス・車) 分
		2	線 駅から(徒歩・バス・車) 分

変更登録年月日 (記入不要)	年 月 日	変更登録番号 (記入不要)	
-------------------	-------	------------------	--

(※ 裏面もあります)



私は、千葉県あんしん貸付支援事業実施要領第 9 条第 1 項各号に掲げる者に該当しません。

【千葉県あんしん貸付支援事業実施要領第 9 条第 1 項各号】

- (1) 宅地建物取引業法の免許を取得していない者、免許取り消し処分を受けている者又は業務停止処分を受けており、業務停止期間中である者
- (2) 第 13 条第 2 項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して 1 年を経過しない者
- (3) 法人であって、その役員のうち前号に該当する者があるもの
- (4) 個人、法人又は団体の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者又は理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）である者
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (9) 第 4 号から第 8 号のいずれかに該当するものの依頼を受けて申請しようとする者

登録消除申請書（協力店／支援団体）

年 月 日

千葉県知事 様

申請者	所在地	〒 -
	名称	Ⓜ

登録を消除する協力店又は支援団体		
協力店又は支援団体登録番号		
名称（支店名）又は団体名		
代表者	役 職	
	氏 名	
所在地	郵便番号	〒 -
	都道府県	
	市 町 村	
	町 名	
	丁目・番地	
	ビル名・階	

登録を消除する理由

## 千葉県あんしん賃貸支援団体登録申請書 (新規)

年 月 日

千葉県知事 様

申請者	所在地	〒 -
	名称	⑩

登録事項 ※ 以下の登録事項は千葉県ホームページに掲載します。(△印のあるものを除く)		
団体名		
代表者	役職	
	氏名	
団体の種別		公益法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・医療法人・任意団体 その他 ( )
所在地	郵便番号	〒 -
	都道府県	
	市町村	
	町名	
	丁目・番地	
	ビル名・階	
電話番号		
FAX番号		
ホームページURL		
担当者 (△)	氏名	
	メールアドレス	

登録年月日 (記入不要)	年 月 日	登録番号 (記入不要)	
-----------------	-------	----------------	--

(※ 裏面もあります)





## 千葉県あんしん貸貸支援団体変更登録申請書 (変更登録)

年 月 日

千葉県知事 様

申請者	所在地	〒 -
	名称	⑩

登録事項 ※ 変更する項目のみ記載してください。県ホームページにも反映します。(△印のあるものを除く)		(変更前)	(変更後)
団体名			
代表者	役 職		
	氏 名		
変更後の団体の種別		公益法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・医療法人・任意団体 その他 ( )	
所在地	郵便番号	〒 -	〒 -
	都道府県		
	市町村		
	町 名		
	丁目・番地		
	ビル名・階		
電話番号			
FAX番号			
ホームページURL			
担当者 (△)	氏名		
	メールアドレス		

変更登録年月日 (記入不要)	年 月 日	変更登録番号 (記入不要)	
-------------------	-------	------------------	--

(※ 裏面もあります)

